

「福島県困難な問題をかかえる女性への支援のための基本計画（案）」に関するパブリックコメント意見一覧

○ 意見募集期間：令和6年2月5日（月）～3月5日（火）

○ 意見提出者等：22件（10個人、1団体）

No.	意見		意見内容	県の考え方
	該当箇所			
	ページ	行		
1	41～46		<p>第4章 具体的な施策 4 基本目標IV 「困難な問題を抱える女性の自立を支援する環境の整備」について</p> <p>私の身内に、夫（父親）からのDVと児童虐待の被害を受けた母子（母と子ども3人）がいて、自宅から女性のための相談支援センターに避難をした後、夫婦は離婚し、母子世帯になりました。</p> <p>その際、市などの支援が融通が利かなかったという印象があります。そのため、私の両親が母子世帯の生活面における様々な支援をしましたが、両親も仕事があって、相当苦労していました。</p> <p>中学や高校時代の私の友人の中にも、そのような家庭がいくつかありましたが、どの家庭も、生活面で様々な苦労があったようです。</p> <p>家庭の問題などによって苦労するのは女性（母・妻）ばかりという印象があります。男女平等や男女共生などの言葉は見聞きしますが、実現には程遠いのが現状ではないでしょうか。</p> <p>社会の意識改革と、女性（母・妻）ばかりが苦労せず、問題が生じてでもセーフティネットが機能するシステムづくりをより一層お願いします。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>女性に関する県民の意識や女性を取り巻く社会的背景の状況から、女性がより困難な状況に直面しやすい現状にあることは御意見のとおりです。そうした状況を踏まえ、本計画を抛り所として、女性の人権が尊重される意識の醸成と、困難な問題を抱える女性への支援に取り組んでまいります。</p>
2	27他	5	<p>第4章 具体的な施策 1 基本目標I 「女性の人権を尊重する意識の醸成」 2 支援を必要とする女性への啓発と相談窓口の周知 (3) 外国籍女性、障がいのある方、性自認が女性であるトランスジェンダーの方等への支援についての啓発 について</p> <p>国籍や障害は多岐にわたります。周知や相談窓口を置くことは、今まで支援を受ける機会を作ることができなかった人たちにとってはよいことかも知れません。ただ、その先がよく見えず、どこまで携わっていくのかわかりません。トランスジェンダーについても、人口が多い都市部と、人口が少なく年齢層が高い過疎地では受入方が異なると思います。学校等の教育の他、地域全体で年齢層を問わず、言葉にふれる機会が多くなるといいと思います。また、全体を含めて、女性の雇用促進については、各企業の協力体制が見えるといいなと思います。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>国籍の違いや障がいの有無、性自認などさまざまな個人の多様性を受入れられるような社会を目指すには、県民ひとりひとりの意識の醸成が重要と考えます。</p> <p>御意見のとおり、「基本目標1-1 (3) 県民に向けた啓発・広報の実施」に記載しましたように、市町村や関係機関と連携しながら学校教育以外の地域における啓発活動にも取り組んでまいります。</p> <p>また、第4章の基本目標IV-2の記載しましたとおり、女性の就労についても支援してまいります。</p>
3	27	1	<p>第4章 具体的な施策 1 基本目標I 「女性の人権を尊重する意識の醸成」 2 支援を必要とする女性への啓発と相談窓口の周知 (2) 相談支援につながる居場所の提供 について</p> <p>・さまざまな困難な環境に置かれているからこそ、相談することが難しい、できないでいる女性も少なからずいると思うので、関係機関の施設内に相談窓口を構えているだけでなく、商業施設や駅などできる限り生活の中で身近で立ち寄りやすいような場所に相談（簡単な雑談やアンケートのように意見を聞き取るくらいの内容）ができる場所づくりが広がればよいと思う。</p> <p>・困難な問題を抱える女性の環境は、同じ問題であっても自身が未成年者だったり、結婚、出産、育児、介護などさまざまなライフステージの段階、関わる人々（親、パートナー、子供など）によっても変化してくると思うので、その時々で必要となる支援が届くような事業の実施につながってほしい。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>行政側からの啓発だけではなく、関係機関や民間団体と連携しながら、相談のきっかけとなり得る居場所づくりに取り組むとともに、アウトリーチによる支援についても研究してまいります。</p>
4	—	—	<p>タイトルについて 「困難女性」の名前が親しみにくい。イメージが少し暗いと思います。「困難」をもう少しポジティブな言葉で表すことはできないでしょうか。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>「困難な問題を抱える女性」という言葉は、法律に定められた名称であるため、記載のとおりとします。</p>
5	—	—	<p>性教育を普及させることで、女性にどんなメリットがあるのかを明確、具体的に記すと良いと思います。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>本計画での性に関する教育については、妊娠や避妊方法等における性教育のほか、男女の性別の違いにおける相互理解・男女平等の教育の推進について記載しており、互いの性別をきちんと理解した上で尊重し合うことは、女性のみならず、男性にとっても大切なことと考えます。</p>
6	—	—	<p>なぜ女性だけを支援するのか、法律ができた経緯や目的を分かりやすく示してはいかがでしょうか。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>法律ができた経緯や目的については第1章1「計画策定の趣旨」において記載しております。また、女性だけを支援する理由につきましては、第2章1「女性を取り巻く社会的背景」に記載する内容により、ご理解いただきたいと考えます。</p>
7	—	—	<p>どうなったら支援終了なのか、ゴールの状態を具体的に示してはいかがでしょうか。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>支援終了ととらえるタイミングや支援のゴールとして目指す状況については、個別の事例によって様々であると考えますので、本計画での記載は難しいと考えますが、基本理念のとおり、女性の人権が尊重され、安心して、かつ自立して暮らせることを本計画では目指すこととしております。</p>
8	—	—	<p>「女性」が示す範囲が分かりにくかったので、定義を明確に知りたいです。（生物学的、自認等）</p>	<p>「女性」の定義については、本計画の根拠となる「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」において明確にされていない現状であります。</p> <p>なお、性自認が女性であるトランスジェンダーの方等への相談窓口の情報提供については、第4章の基本目標III-5に記載しております。</p>

9	-	-	どのような民間団体が支援の対象となるのか、団体の資格や要件を明確に示してほしいです。女性支援に特化した団体でなくても、できることはあると思いますので、幅広い民間団体と協力できる計画を策定していただきたいです。	御意見として承ります。 御意見のとおり、女性支援に特化した民間団体だけではなく、女性の相談に対応できる団体との連携、協力が必要と考えます。なお、具体的な支援事業の対象となる団体の要件等については、本計画とは別に要綱等に定めております。
10	-	-	女性相談支援員は町村部、対象外なのでしょうか。	女性相談支援員を配置していない市町村については、その地域を所管する県の保健福祉事務所に女性相談支援員を配置し、対応しております。今後、市町村への配置についても協力を要請してまいります。
11	38	-	第4章 具体的な施策 3 基本目標Ⅲ 「困難な問題を抱える女性の安全な保護の実施」 3 困難な問題を抱える女性の心身の回復への支援 イ(2) 医療費に関する手続きの支援 について 経済的な支援及び医療費の支援を受けて、安心して適切な治療を受けることができる環境を整えてほしいと思います。	御意見として承ります。 御意見のとおり、適切な治療を受けられるよう、各種制度も活用しながら支援してまいります。
12	-	-	女性の支援活動を主として行う民間団体が郡山市といわき市の2か所と少ないことから、今後、行政が民間団体と連携して、民間の支援団体が増えることで、気軽に立ち寄って話を聞いてもらえる「居場所の提供」が拡充してほしいと思います。	御意見として承ります。 民間団体による支援は今後ますます重要と考えており、民間団体との連携強化及び新たな支援団体の立ち上げ等への支援により、県内の女性支援体制の強化に努めてまいります。
13	5	-	第2章 困難な問題を抱える女性への支援の現状 1 女性を取り巻く社会的背景 わが国では長く性別役割分業意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が背景にあり、経済的にも男性に依存し、自らの資産形成が難しく、社会制度の影響もあり、少子高齢社会が進行する中で、経済的困窮に伴う教育格差や、年金に依存する老後生活の不安に連鎖していることが伺われます。 女性の抱える問題は多様化し複雑化しているが、しかし、困難な問題を抱える女性たちの背景には女性の経済的自立の有無が大きく反映されています。従って女性が個人として経済的自立を図り、経済活動や社会活動に参画する機会が確保されるような社会・労働環境等の整備やジェンダー平等意識の醸成等が重要であると考えられます。	御意見として承ります。 女性が困難な問題を抱えやすい背景には、御意見のとおり経済的な要因も大きいものと認識しております。男女平等や女性の人権が尊重される意識の醸成に向けて、関係機関と連携しながら、啓発活動に取り組んでまいります。
14	-	-	第3章 計画の基本理念・基本目標 3 施策体系 基本目標 1女性の権利の尊重や男女平等意識の醸成を図るための教育・啓発の部分に「女性活躍推進法」の部分的文章として入れてはどうか	御意見として承ります。 「女性活躍推進法」は、女性の職業生活における活躍の推進について定めたものであり、本計画とは別に、県では「ふくしま女性活躍推進計画」を策定し、女性活躍の推進に向けた意識改革や気運の醸成等について記載しているため、本計画においては記載しないこととさせていただきます。
15	-	-	第3章 計画の基本理念・基本目標 3 施策体系 施策体系の主たる機関の担当機関に「女性センター」とあるが「女性相談支援センター」と名称を明確にする。男女共生センターもあるのだ。	御意見として承ります。 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の第九条において、困難な問題を抱える女性の相談対応や緊急時における安全の確保及び一時保護等の業務を行う機関として、「女性相談支援センター」という名称を用いていることから、県における女性のための相談支援センターと区別するため、同センターを「女性センター」と略して記載しております。
16	-	-	第2章 困難な問題を抱える女性への支援の現状 1 女性を取り巻く社会的背景 「女性を取り巻く社会的背景」のみならず、「技術等の進歩による環境変化とその影響（仮称）を追加し、支援の充実を検討してください。 理由：女性相談に当たって、化学物質過敏症、香害、除草剤などで悩み長年苦労されている方が、若い方も含めて増えてきており、自殺念慮を訴える方もいます。症状は個人差があるので、家族や知人、近隣住民からも十分に理解されていないケースもあります。買い物、日常生活の暮らし方、通院時の悩みなどで常に生きづらさを抱えています。そして理解ある店舗や医療機関、医療関係者は不足しているように感じます。 今後は、実態調査等を行い、医療機関の医師や医療関係者・各相談担当者の理解を広めて、その対策を強化して下さるよう望みます。	御意見として承ります。 本計画は、女性が女性であることにより直面しやすい困難及びその支援について記載しているところです。化学物質過敏症等については男女問わず抱える困難さであると考えられるため、計画への記載は馴染まないものと考えます。
17	25	-	第4章 具体的な施策 1 基本目標Ⅰ 「女性の権利を尊重する意識の醸成」 1 女性の権利の尊重男女平等意識の醸成を図るための教育・啓発 について ○義務教育時代に男女共生の概念を学習させることは非常に有意義だと思います。 ○家事・育児における男女平等・共生を学習させ、家庭内においても男性と女性は対等な関係であることを認知させることができれば、一方的なDV被害の防止につながるのではないかと思います。	御意見として承ります。 義務教育機関を含む学校等での人権尊重や男女平等の教育の推進により、相手及び自分は尊重すべき大切な人間だという意識を醸成し、被害及び加害の防止に努めていきたいと考えます。
18	-	-	基本計画の主旨と異なるかもしれませんが、DVや家庭内問題に苦しんでいる男性（夫側）もいると思います。男性からの相談対応も変わりなく対応いただける体制であるとありがたいです。	御意見として承ります。 御意見のとおり、本計画は問題を抱える女性への支援のためのものです。同じように問題を抱える男性についての支援は記載しておりません。性別を問わない支援体制等につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
19	-	-	DVをする要因が精神的な問題（認知の歪み、思い込み、被害妄想など）である可能性もあると思います。DV加害者に対してカウンセリング窓口があればそちらを紹介するなどして、加害者側のケアを行う機会があればより被害者の一時保護からの復帰が行いやすくなるのではと思います。	御意見として承ります。 加害者更生のための対応については、令和4年度に国の配偶者暴力防止法見直しのワーキンググループにおいて、議論がなされております。

20	36	<p>第4章 具体的な施策 3 基本目標Ⅲ 「困難な問題を抱える女性の安全な保護の実施」 1 困難な問題を抱える女性の保護 イ(3) 同伴児童に対する配慮について</p> <p>母子を分離せず世帯として保護することは、同伴児童の精神面を支えるのに重要であると思います。</p> <p>さらに、同伴児童の通学についての対策も必要になると思います。保護された同伴児童はこれまで通っていた学校への登校は難しくなり、突如学校へ通えなくなってしまうというストレスも抱えるようになります。そのような不安から、母親も子どものためにDV等の被害を我慢せざるを得ないという選択をする場合もあると思います。保護される状態ということは緊急性を伴うためであり、困難な状況ではありますが、保護が解除された後も安心して児童が元通り通学できるよう支援や関係各所との連携を図って欲しいと思います。また通学できない期間についても、学校との連携等を密にし、同伴児童のケアをして欲しいと思います。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>一時保護された女性に同伴児童がいる場合、御意見のとおり、同伴児童への適切な支援が不可欠であると考えます。特に、学校に通学している児童については、心身のケアとともに学習支援が必要です。また、基本目標Ⅳ「困難な問題を抱える女性の自立を支援する環境の整備」4にも記載しておりますとおり、保護解除後の生活においても、児童が適切な教育を受けられるよう関係機関と連携し、対応してまいります。</p>
21	-	<p>〔不妊治療と仕事の両立について〕 現在、仕事をしながら不妊治療を行っています。プライベートな事なので、極力周囲には伝えないでこなしています。</p> <p>職場においても、治療を理由とした休暇制度は存在（5日間）しますが、とてもこの日数では十分ではありません。</p> <p>もっと社会全体として、少子化対策としても、子を望む女性に対する支援の充実を切に願います。</p> <p>現在の少子化対策は「子どもに対して」は手厚いですが、「子を望む人」に対してはまだまだ不十分に感じます。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>いただいた御意見につきましては、県の少子化対策の取組の中で参考とさせていただきます。</p>
22	-	<p>本県の問題点は、バスや電車等の公共交通、街灯等の社会インフラ、子育て・障害・介護福祉が発達しておらず、母親が子育て・教育・介護において、その移動手段の多くとケアを担っていることにあります。高校生になっても、最寄りの駅までの交通手段がなく、多くは母親である女性が車送迎します。街灯がないので、高校生も冬時には午後4時過ぎには最寄り駅から自宅に帰ってくるのが危険で、自転車で帰れず、親の送迎が必要です。中学生の部活の送迎も母親です。小学校の帰宅時、お友達の家に遊びに行くのも、街灯がなくすぐ暗くなるので、母親が送り迎えしなくてはなりません。</p> <p>頼りになる親戚がいない場合は、子どもの学習機会、体験機関を保障するには、母親が仕事を制限せざる得ません。非正規社員を選ばざる得ません。中学生や高校生の車での送迎のために、残業はできず、土日祝日も子どもの送迎を考えると、働くことが憚られます。</p> <p>福島県内に企業が出店、工場をしようとしても、女性のこの送迎・ケア労働の多さに、労働以外に女性従業員への研修時間が確保できず、人を育てられないので、撤退した企業も多いです。安心して利用できるライドシェア等を普及させなければ、これから高齢化が進み、さらに家族ケアを支えている女性の負担が増え、現金収入の得られない女性の貧困と、男性の経済的負担は増し、DVが起こりやすい構図があります。</p> <p>2020年のいわき母子無理心中・殺害事件にあるように、困窮している女性や子どもが相談できる場所や手を差し伸べる支援がありません。この親子にはスクールソーシャルワーカーが関わっていましたが、その子どもが通っていた中学生が全校生徒600人近く、その学区内の小学生も含めると1000人以上になるところを担当し、週3時間の支援では、とても手が回りません。</p> <p>困窮している女性が相談しやすくなるよう、その子どもが相談しやすくなるよう、学校内に公認心理士、社会福祉士等の心理・福祉を担当する専門職員を常勤で置いてください。母親が困窮になると、子どもが不登校になりやすいので、SSRやSR等の不登校の子ども達等の学校内別室を作り、子どもの居場所を作り、子どもが相談しやすい環境を作り、自宅にアウトリーチし、学習支援等を通じて、子どもが生きるための力となってください。教員は授業で忙しく、不登校の子ども達の話聞く時間がなく、その聞き取りの専門技術を持っていないので、心理・福祉専門職が話し相手になり、必要な支援につなげるようにして欲しいです。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>いただいた御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、困窮している女性は、困難な問題を抱える女性でもあり、支援策については、第4章の基本目標Ⅳ-3に記載しております。</p>